

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月12日

【四半期会計期間】 第19期第2四半期
(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 アストマックス株式会社

【英訳名】 ASTMAX Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 本多 弘 明

【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田二丁目10番2号

【電話番号】 03-5447-8400(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 鈴木 喜 雄

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東五反田二丁目10番2号

【電話番号】 03-5447-8400(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 鈴木 喜 雄

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期 第2四半期 連結累計期間	第19期 第2四半期 連結累計期間	第18期 第2四半期 連結会計期間	第19期 第2四半期 連結会計期間	第18期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
営業収益 (千円)	1,474,950	780,331	778,345	265,645	2,798,787
経常利益又は経常損失() (千円)	140,707	80,883	135,025	92,462	170,579
四半期純利益又は四半期(当期)純損失() (千円)	114,024	187,433	92,058	151,487	96,018
純資産額 (千円)			4,370,022	3,909,322	4,130,829
総資産額 (千円)			5,539,224	5,087,213	5,540,225
1株当たり純資産額 (円)			36,283.80	32,724.63	34,443.38
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	943.87	1,571.98	765.29	1,271.75	798.25
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	943.14		764.56		
自己資本比率 (%)			78.6	76.4	74.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,005,204	698,502			1,121,951
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	60,741	84,722			29,571
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	388,828	171,030			229,723
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)			1,623,027	2,187,266	1,575,075
従業員数 (名)			77	71	74

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第18期及び第19期第2四半期連結累計期間、第19期第2四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において当社は、連結子会社であったアストマックス・キャピタル株式会社及びアストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社を吸収合併し、アストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社の事業であるプロップハウス事業を承継しております。

なお、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

第1四半期連結会計期間まで連結子会社でありました下記の会社は、平成22年7月1日付で当社と吸収合併し、消滅しております。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有(被所有)割合(%)	関係内容
アストマックス・キャピタル株式会社	東京都渋谷区	58,000千円	事業会社の株式持株会社 子会社管理	100	資金の貸付、 金融機関からの借入金に 対して債務を保証、 役員の兼任(2名)
アストマックス・プロップ・ トレーダーズ株式会社 (注)2	東京都渋谷区	2,000,000千円	プロップハウス事業	100 (100)	役員の兼任(2名)

(注) 1 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2 特定子会社であります。

3 「議決権の所有(被所有)割合」欄の(内書)は間接所有であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	71
---------	----

(注) 従業員数は、当社企業グループ外から当社企業グループへの出向者を含む就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	71
---------	----

(注) 1 従業員数は、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数の増加は、当社が連結子会社であったアストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社を吸収合併し、プロップハウス事業が追加されたことによるものであります。なお、平成22年9月30日現在におけるプロップハウス事業の従業員数は、20名であります。

第2 【事業の状況】

1 【営業収益の状況】

営業収益実績

当第2四半期連結会計期間における営業収益実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	営業収益(千円)	前年同四半期比(%)
投資顧問事業	45,914	
うち管理報酬	45,914	
うち成功報酬		
うちその他		
ディーリング事業	87,671	
プロップハウス事業	132,059	
合計	265,645	

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 当社企業グループの主たる事業である投資顧問事業、ディーリング事業及びプロップハウス事業は、生産、受注といった区分が困難であるため、「生産・受注及び販売の状況」に代わり「営業収益の状況」を記載しております。また、同様の理由で「主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合」について記載をしておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、または前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」に重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社企業グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日～平成22年9月30日）においては、7月初めには米国における住宅販売指数及び景況感指数の低下、中国における景気指数や在庫指数の悪化など経済のマイナス面に焦点が当たっていましたが、7月下旬に発表された欧州の金融機関に対するストレステスト結果が市場予想より良い結果であったことが支援材料となったこともあり、欧米株式市場が反発に転じました。その後8月には欧州株式市場は弱含みとなる局面もありましたが、9月には、逆に更なる金融緩和期待が広がったことなどをを受けて大幅に上昇しました。新興国市場でも、中国では足踏みが続いています。その他の株式市場は力強い動きをしました。一方、本邦株式市場は、円高によるデフレの進行と企業収益の低下見通しなどから独歩安の状態が続いていました。9月15日には82円台に突入したドル円市場に対し、政府・日銀による大規模な円売りドル買い介入が行われると反発し、年初来安値からは切り返しました。

当社企業グループの主要事業と関わりの深い商品市場では、ロシアによる穀物の輸出禁止、カナダから米国への石油パイプラインの停止など、市場の支援材料となるニュースが相次ぎました。銅は年初来高値を更新し、コーヒー・綿花や銀の様に数十年振りの高値にまで上昇する銘柄も相次ぎました。中でも、ドル建て金価格は9月末には1オンス1,300ドルを突破し、史上最高値を大きく更新しました。金は、7月・8月は安全資産としての位置付けが強調され、金融市場にとって楽観的な材料で下落し、悲観的な材料で上昇する値動きが見られましたが、9月になると、米国の金融緩和観測を受けて、株式市場と共に上昇する展開となりました。一方、国内商品市場では、9月下旬から夜間取引時間が午後11時までから朝4時までに延長されましたが、これまでのところ、出来高の回復には至っておりません。

当社企業グループにおける、当第2四半期連結会計期間の営業収益は前年同四半期比512百万円(65.9%)減少し、265百万円となりました。一方、営業費用は238百万円(35.2%)減少の438百万円となり、経常損失は92百万円(前年同四半期は135百万円の経常利益)となりました。また、当第2四半期連結会計期間に投資有価証券の評価損及び償還損合計24百万円が発生した事などにより、四半期純損失は151百万円(前年同四半期は92百万円の四半期純利益)となりました。

セグメントごとの業績及び取り組み状況は次のとおりです。

投資顧問事業

当事業では、国内外の商品先物市場及び金融商品市場を中心に、顧客資産の運用業務を行っている他、年金基金に対してポートフォリオ・マネジメント業務を行っております。

顧客資産の運用業務においては、当第2四半期は、アクティブ型の運用プログラムの運用成績が低迷し、「WTI原油先物連動型」等の市場連動型プログラムの運用資産も減少しました。一方、当社が開発した商品指数Astmax Commodity Index (AMCI)については、昨年に引き続き平成22年においても、公表されている多くの商品指数の中で相対的に高いパフォーマンスを示しております。この様な状況下、当事業では、AMCIを活用した運用資産の増大を中心に据えつつ、既存の運用プログラムの運用成績向上、新規運用戦略の開発と提案を通じて、受託運用資産増加を目指す取り組みを進めております。

当第2四半期連結会計期間の顧客運用資産残高推移は以下のとおりです。

- ・「WTI原油先物連動型」プログラムの運用資産は、9月末には105.6億円となり、約28.3億円減少しました。
- ・「金先物連動型」プログラムの運用資産は、9月末には28.3億円となり、約1.2億円減少しました。
- ・「Astmax Commodity Index (AMCI) 連動型」プログラムの運用資産は、9月末には46.5億円となり、約5.6億円増加しました。
- ・「アストジェネシス」プログラムの運用資産は、9月末には20.9億円となり、約0.4億円減少しました。
- ・「アストマックス・コモディティ・グローバル・マクロ」プログラムの運用資産は、9月末には0.8億円となり、約9.1億円減少しました。
- ・「コモディティ・バスケット型」プログラムの運用資産は、9月末には4.2億円となり、約0.2億円増加しました。
- ・商品運用に付随する債券運用戦略等は、9月末には74.2億円となり、約3.9億円減少しました。
- ・ポートフォリオ・マネジメント業務の運用資産は、年金基金の既存運用についての資産減少に伴い、9月末には19.9億円となり、約0.4億円減少しました。年金基金に対するテーラーメイドによる運用業務としての本業務は、平成21年12月にご報告の通り、既存顧客への対応に業務を限定しております。

当事業全体の運用資産残高は、平成22年6月末の338億円から当第2四半期末には300億円になり、約37.5億円減少しました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の営業収益は45百万円、セグメント損失は32百万円となりました。

ディーリング事業

当事業では、東京工業品取引所等国内商品先物市場を中心に、一部海外商品先物市場・OTC市場（ ）も利用して自己勘定による売買取引を行っております。

当第2四半期の市場環境は、前述のとおりドル建て金価格が1オンス1,300ドルを突破し、史上最高値を大きく更新しました。特に8月以降はほぼ一貫して上昇基調を維持する展開となり、当事業にとって好ましいものでしたが、当事業の主たる取引参加市場である東京工業品取引所の出来高は大きな回復に至らず、海外商品先物市場・OTC市場を絡めた裁定取引機会の増大には繋がりませんでした。

このような環境下、フレックスタイム制、部分在宅制を最大限に活用し、流動性の高い時間帯に集中して取引を行うことを引き続き行っております。また、前期のCOMEX及びIMM会員権取得による海外市場へのシフトが徐々に進んでおり、国内商品先物市場の出来高低下に対する対応が進展しております。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の営業収益は87百万円、セグメント損失は35百万円となりました。

() OTC市場とは、取引所を介さない相対取引の市場のこと。

プロップハウス事業

当事業では、原則として電子取引に限定した自己勘定による売買取引を実施しております。主たる市場は、東京工業品取引所ですが、東京穀物商品取引所、海外商品先物市場、外国通貨先物、その他金融商品先物も活用しており、とりわけ海外市場への取り組み比率を徐々に引き上げております。

今後更なる海外商品先物市場へのアクセスの強化及び国内商品先物市場の裁定取引機会の増大を図るべく、フレックスタイム制、在宅ディーリング環境整備、自動売買普及促進等、柔軟で多面的な運用を行うための環境を構築しております。

本年9月21日より東京工業品取引所の取引時間が午前4時まで延長されたことによって、当四半期末においては、海外市場とのリンクは更に強まり、当事業の海外市場への取り組み比率は目論み通りさらに高まっておりますが、期中を通じては同所出来高が想定以上に低下したこと及び、市場全体が金を除き価格変動に乏しい状況であったことから、収益機会に恵まれず、業績は低下を余儀なくされました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の営業収益は132百万円、セグメント損失は25百万円となりました。

上記、セグメント利益又はセグメント損失は、四半期連結財務諸表の経常利益と調整を行っております。

報告セグメントについての詳細は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて1.2%減少し、4,132百万円となりました。これは、繰延税金資産が33百万円、営業未収入金が21百万円減少したこと等によります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて29.6%減少し、954百万円となりました。これは、長期差入保証金が吸収合併に伴う返還により209百万円、投資有価証券の一部を償還したことにより100百万円減少したこと等によります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて8.2%減少し、5,087百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて17.2%減少し、892百万円となりました。これは、未払金が133百万円減少したこと等によります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて14.0%減少し、285百万円となりました。これは、長期借入金が返済により64百万円減少し、リース債務が40百万円増加したこと等によります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて16.4%減少し、1,177百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて5.4%減少し、3,909百万円となりました。これは、利益剰余金が、四半期純損失により187百万円、剰余金の配当により29百万円減少したこと等によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、2,187百万円(前年同四半期比34.8%増)となりました。

当第2四半期連結会計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における営業活動による資金の増減は主として、差入保証金の減少による資金の増加(592百万円)、金の現物渡しに係るたな卸資産の減少による収入(208百万円)、自己先物取引差金(デリバティブ取引に係る評価差金)の増加によるキャッシュ・フローの減少(158百万円)等により、598百万円(前年同四半期は320百万円)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における投資活動による資金の増減は主として、本社移転に係る敷金及び保証金の回収による収入(98百万円)等により、95百万円(前年同四半期は10百万円)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における財務活動による資金の増減は主として、短期借入金の返済による支出(117百万円)等により、120百万円(前年同四半期は133百万円)となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書及び第1四半期報告書に記載した「事業上及び財務上の対処すべき課題」より重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第2四半期連結会計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「経営成績に重要な影響を与える要因について」及び「戦略的現状と見通し」より重要な変更はありません。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当第2四半期連結会計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「経営者の問題認識と今後の方針について」より重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において当社は、連結子会社であるアストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社を吸収合併したため、以下の設備を取得しております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
				器具及び 備品	ソフト ウェア	合計	
提出会社	本社 (東京都 品川区)	プロップハウス 事業	什器、サーバ関連、通信機 器、PC等	8,407	3,055	11,463	20

- (注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。
 2 上記の他、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引であり、賃貸借処理が行われているものは、以下のとおりです。

セグメントの名称	設備の内容	リース契約残高 (千円)
プロップハウス事業	システム関連 通信関連	20,258

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	360,000
計	360,000

【発行済株式】

種類	第2四半期連結会計期間末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年11月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	127,996	127,996	大阪証券取引所 (JASDAQ市場)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式
計	127,996	127,996		

- (注) 1 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
 2 大阪証券取引所(JASDAQ市場)は、平成22年10月12日付で同取引所へラクス市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年1月21日)：新株予約権割当契約日(平成16年2月12日)	
	第2四半期会計期間末現在(平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	250(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,500(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注3)
新株予約権の行使期間	平成18年2月1日～平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000
新株予約権の行使の条件	上記行使期間にかかわらず、当社が日本国内の証券取引所又は店頭市場に上場されるまでは、新株予約権を行使できない。 権利行使時において当社または当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡及び質入等の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、発行対象者の退職による権利喪失に伴い新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
- 2 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されます。なお、かかる調整は当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により払込む金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

- 4 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりであります。
- 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」の に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。
- 5 平成17年10月25日をもって普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年6月25日)：新株予約権割当契約日(平成17年1月14日)	
第2四半期会計期間末現在(平成22年9月30日)	
新株予約権の数(個)	28(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	280(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注3)
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000
新株予約権の行使の条件	上記行使期間にかかわらず、当社が日本国内の証券取引所又は店頭市場に上場されるまでは、新株予約権を行使できない。権利行使時において当社または当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。

新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡及び質入等の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、発行対象者の退職による権利喪失に伴い新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
- 2 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されます。なお、かかる調整は当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てます。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 3 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により払込む金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

- 4 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりであります。
- 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」の規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。
- 5 平成17年10月25日をもって普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年6月25日)：新株予約権割当契約日(平成17年6月24日)	
第2四半期会計期間末現在(平成22年9月30日)	
新株予約権の数(個)	20(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注3)
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000

新株予約権の行使の条件	上記行使期間にかかわらず、当社が日本国内の証券取引所に上場されるまでは、新株予約権を行使できない。 権利行使時において当社または当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡及び質入等の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、発行対象者の退職による権利喪失に伴い新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されます。なお、かかる調整は当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により払込む金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

4 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりであります。
 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」の に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。
 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

5 平成17年10月25日をもって普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第4回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成19年6月27日)：新株予約権割当契約日(平成19年12月21日)	
第2四半期会計期間末現在(平成22年9月30日)	
新株予約権の数(個)	483
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	175

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	483(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	43,013(注2)
新株予約権の行使期間	平成21年12月22日～平成24年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 43,013 資本組入額 21,507
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員、子会社取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位であることを要する。譲渡及び質入れその他担保設定及び相続は認めない。その他の条件については新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡及び質入れその他担保設定及び相続は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、次の算式により調整されます。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、株式数の変更を必要とするやむをえない事由が生じた時は、合理的な範囲で、必要な調整を行うことができます。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で、行使価額は適正に調整されるものとします。

- 3 本新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」の条件を満たさなくなった場合、その他の理由の如何を問わず権利を行使することができなくなった場合、当該本新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができます。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(これらを総称して以下「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注1)に準じて決定する。
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注2)に準じて決定する。
 新株予約権を行使することができる期間
 残存新株予約権を行使することが出来る期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日
 から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することが出来る期間の満了日まで
 とする。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定す
 る。
 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 新株予約権の取得条項
 (注3)に準じて決定する。
 その他の新株予約権の行使の条件
 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第5回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成19年6月27日):新株予約権割当契約日(平成20年5月19日)	
第2四半期会計期間末現在(平成22年9月30日)	
新株予約権の数(個)	513
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	101
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	513(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,900(注2)
新株予約権の行使期間	平成22年5月20日 ~ 平成24年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,900 資本組入額 15,450
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員、子会社取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位であることを要する。 譲渡及び質入れその他担保設定及び相続は認めない。 その他の条件については新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡及び質入れその他担保設定及び相続は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、次の算式により調整されます。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、株式数の変更を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で、必要な調整を行うことができるものとします。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り

上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で、行使価額は適正に調整されるものとします。

- 3 本新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」の条件を満たさなくなった場合、その他の理由の如何を問わず権利を行使することができなくなった場合、当該本新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができます。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して以下「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注1）に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注2）に準じて決定する。
 - 新株予約権を行使することができる期間
 - 残存新株予約権を行使することが出来る期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することが出来る期間の満了日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - 新株予約権の取得条項
 - （注3）に準じて決定する。
 - その他の新株予約権の行使の条件
 - 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第6回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成20年6月26日)：新株予約権割当契約日(平成21年5月19日)	
第2四半期会計期間末現在(平成22年9月30日)	
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	74
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	19,842(注2)

新株予約権の行使期間	平成23年5月20日 ~ 平成26年5月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 19,842 資本組入額 9,921
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても当社の取締役、監査役もしくは従業員又は当社社会の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。 本新株予約権を譲渡することはできない。 本新株予約権に担保権を設定することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡及び担保権を設定することはできない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数は、次の算式により調整されます。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、株式数の変更を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で、必要な調整を行うことができるものとします。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株あたりの払込金額（以下「行使価額」という）を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で、行使価額は適正に調整されるものとします。

- 3 本新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」の条件を満たさなくなった場合、その他の理由の如何を問わず権利を行使することができなくなった場合、当該本新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができます。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して以下「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注1)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注2)に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

(注3)に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第7回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成21年6月25日):新株予約権割当契約日(平成22年5月18日)	
第2四半期会計期間末現在(平成22年9月30日)	
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	24,039(注2)
新株予約権の行使期間	平成24年5月19日～平成27年5月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24,039 資本組入額 12,020
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても当社の取締役、監査役もしくは従業員又は当社社会の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。 譲渡及び質入れその他担保設定及び相続は認めない。 その他の条件については新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡及び担保権を設定することはできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、次の算式により調整されます。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、株式数の変更を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で、必要な調整を行うことができるものとします。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で、行使価額は適正に調整されるものとします。

- 3 本新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」の条件を満たさなくなった場合、その他の理由の如何を問わず権利を行使することができなくなった場合、当該本新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができます。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生直前の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社が新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注1）に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注2）に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権を行使することが出来る期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することが出来る期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

（注3）に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年9月30日		127,996		1,720,000		1,245,150

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の割 合(%)
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内1丁目9-1	22,601	17.66
有限会社啓尚企画	東京都目黒区碑文谷3丁目8-1	17,720	13.84
牛嶋 英揚	東京都大田区	9,340	7.30
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5-1	9,000	7.03
スター為替証券株式会社	東京都中央区八重洲1丁目8-16	4,670	3.65
小幡 健太郎	東京都目黒区	3,120	2.44
小倉 卓也	東京都目黒区	2,650	2.07
オリオン交易株式会社	兵庫県神戸市中央区京町6-7番地	2,500	1.95
小坂 旦子	東京都世田谷区	1,625	1.27
山本 智也	和歌山県和歌山市	1,125	0.88
計		74,351	58.09

(注) 上記のほか、当社所有の自己株式 9,264株(7.24%)があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,264		権利内容に何ら限定のない当社にお ける標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 118,732	118,732	同上
単元未満株式			
発行済株式総数	127,996		
総株主の議決権		118,732	

(注) 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) アストマックス株式会社	東京都品川区東五反 田二丁目10番2号	9,264		9,264	7.24
計		9,264		9,264	7.24

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	28,000	23,290	19,300	20,700	18,400	18,350
最低(円)	19,100	18,000	18,000	16,700	17,240	17,000

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであります。

なお、大阪証券取引所(JASDAQ市場)は、同取引所へラクス市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、平成22年10月12日付で大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場となっております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

氏名	新役名及び職名	旧役名及び職名	異動年月日
牛嶋 英揚	代表取締役会長 ディーリング事業統轄役員 (ディーリング部門長)	代表取締役社長 (業務部門長)	平成22年7月1日
	代表取締役会長 ディーリング事業統轄役員 (ディーリング部門長 兼 派生商品部長)	代表取締役会長 ディーリング事業統轄役員 (ディーリング部門長)	平成22年10月1日
本多 弘明	代表取締役社長 投資顧問事業統轄役員 管理グループ管掌役員	代表取締役専務 (管理部門長)	平成22年7月1日
森 博寿	取締役 (ディーリング部門副部門長 兼 ディーリング部長 兼 派生商品部長)	取締役 (ディーリング部門長 兼 ディーリング部長 兼 社長付)	平成22年7月1日
	取締役 (ディーリング部門副部門長 兼 ディーリング部長)	取締役 (ディーリング部門副部門長 兼 ディーリング部長 兼 派生商品部長)	平成22年10月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,187,266	1,575,075
営業未収入金	37,906	59,720
差入保証金	1,776,671	2,372,243
繰延税金資産	-	33,502
その他	130,953	143,387
流動資産合計	4,132,797	4,183,929
固定資産		
有形固定資産		
建物	35,056	29,434
減価償却累計額	2,418	28,895
建物(純額)	32,637	539
器具及び備品	68,957	88,904
減価償却累計額	49,655	65,506
器具及び備品(純額)	19,302	23,397
リース資産	36,839	-
減価償却累計額	2,558	-
リース資産(純額)	34,280	-
有形固定資産合計	86,220	23,937
無形固定資産		
投資その他の資産	30,601	16,276
投資有価証券	331,770	486,831
出資金	64,666	74,822
長期差入保証金	385,096	697,503
保険積立金	46,365	46,629
その他	11,335	11,980
貸倒引当金	1,640	1,685
投資その他の資産合計	837,593	1,316,082
固定資産合計	954,415	1,356,296
資産合計	5,087,213	5,540,225

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	20,137	26,738
短期借入金	416,600	453,400
1年内返済予定の長期借入金	128,200	128,200
1年内償還予定の社債	38,400	48,400
未払金	107,186	240,477
未払費用	31,532	16,282
未払法人税等	3,860	21,199
賞与引当金	-	32,765
インセンティブ給引当金	20,364	41,043
本社移転費用引当金	-	28,000
その他	126,137	40,907
流動負債合計	892,419	1,077,415
固定負債		
社債	62,400	81,600
長期借入金	136,170	200,270
退職給付引当金	38,468	36,709
その他	48,433	13,400
固定負債合計	285,472	331,980
負債合計	1,177,891	1,409,395
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,720,000	1,720,000
資本剰余金	1,245,150	1,245,150
利益剰余金	1,132,560	1,349,832
自己株式	211,663	200,394
株主資本合計	3,886,048	4,114,588
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	587	3,668
評価・換算差額等合計	587	3,668
新株予約権	23,861	19,909
純資産合計	3,909,322	4,130,829
負債純資産合計	5,087,213	5,540,225

(2)【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
営業収益		
投資顧問事業収益	88,498	96,608
ディーリング事業収益	826,341	372,889
プロップハウス事業収益	560,110	310,833
営業収益合計	1,474,950	780,331
営業費用	1,369,529	984,442
営業利益又は営業損失()	105,421	204,110
営業外収益		
受取利息	112	83
為替差益	40,967	132,965
その他	9,283	2,038
営業外収益合計	50,363	135,087
営業外費用		
支払利息	13,216	9,520
その他	1,861	2,340
営業外費用合計	15,077	11,861
経常利益又は経常損失()	140,707	80,883
特別利益		
貸倒引当金戻入額	355	45
関係会社株式売却益	30,362	-
新株予約権戻入益	-	760
特別利益合計	30,717	805
特別損失		
固定資産除却損	2,918	1,624
投資有価証券売却損	-	18,932
投資有価証券評価損	-	12,065
投資有価証券償還損	-	12,030
情報提供契約解約損失	2,071	-
本社移転費用	-	27,744
特別損失合計	4,990	72,397
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	166,434	152,476
法人税、住民税及び事業税	16,419	1,455
法人税等調整額	35,990	33,502
法人税等合計	52,410	34,957
四半期純利益又は四半期純損失()	114,024	187,433

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
営業収益		
投資顧問事業収益	59,483	45,914
ディーリング事業収益	420,289	87,671
プロップハウス事業収益	298,572	132,059
営業収益合計	778,345	265,645
営業費用	677,100	438,471
営業利益又は営業損失()	101,245	172,826
営業外収益		
受取利息	108	56
為替差益	38,146	86,566
その他	2,956	782
営業外収益合計	41,211	87,405
営業外費用		
支払利息	6,762	4,817
借入諸手数料	-	2,008
その他	669	214
営業外費用合計	7,431	7,041
経常利益又は経常損失()	135,025	92,462
特別利益		
貸倒引当金戻入額	145	15
関係会社株式売却益	10	-
新株予約権戻入益	-	452
特別利益合計	155	467
特別損失		
固定資産除却損	353	-
投資有価証券評価損	-	12,065
投資有価証券償還損	-	12,030
その他	-	788
特別損失合計	353	24,883
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	134,827	116,879
法人税、住民税及び事業税	15,464	572
法人税等調整額	27,303	34,035
法人税等合計	42,768	34,608
四半期純利益又は四半期純損失()	92,058	151,487

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	166,434	152,476
減価償却費	14,107	12,925
賞与引当金の増減額(は減少)	42,135	32,765
インセンティブ給引当金の増減額(は減少)	6,787	20,678
退職給付引当金の増減額(は減少)	5,798	1,759
貸倒引当金の増減額(は減少)	355	45
受取利息及び受取配当金	112	83
支払利息	13,216	9,520
関係会社株式売却損益(は益)	30,362	-
投資有価証券売却損益(は益)	-	18,932
移転費用	-	27,744
自己先物取引差金(借方)の増減額(は増加)	21,990	107,311
未収入金の増減額(は増加)	7,929	24,712
取引所出資金等の増減額(は増加)	11,879	10,156
差入保証金の増減額(は増加)	656,434	807,945
未払金の増減額(は減少)	82,114	150,200
未払費用の増減額(は減少)	16,011	15,261
預り金の増減額(は減少)	13,719	11,277
売却借入商品の増減額(は減少)	188,435	-
その他	51,940	101,616
小計	778,905	770,359
利息及び配当金の受取額	108	83
利息の支払額	13,241	9,465
移転費用の支払額	-	50,047
特別退職金の支払額	37,114	-
訴訟和解金の支払額	6,700	-
法人税等の支払額	169,366	16,392
法人税等の還付額	15	3,965
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,005,204	698,502
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	-	27,144
有形固定資産の取得による支出	4,747	36,988
無形固定資産の取得による支出	6,800	4,271
保険積立金の解約による収入	90	-
敷金及び保証金の回収による収入	-	98,838
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	2 72,198	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	60,741	84,722

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	322,000	269,000
短期借入金の返済による支出	378,000	305,800
長期借入れによる収入	23,000	-
長期借入金の返済による支出	253,176	64,100
社債の償還による支出	10,000	29,200
自己株式の取得による支出	37,825	11,369
リース債務の返済による支出	-	2,419
配当金の支払額	54,827	27,140
財務活動によるキャッシュ・フロー	388,828	171,030
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	3
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,333,295	612,191
現金及び現金同等物の期首残高	2,956,322	1,575,075
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,623,027	2,187,266

【継続企業の前提に関する事項】

当第2四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当社は、平成22年7月1日に前連結会計年度まで連結子会社でありましたアストマックス・キャピタル株式会社及びアストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社を吸収合併いたしました。 (2) 変更後の連結子会社の数 1社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより当第2四半期連結累計期間では、営業費用が1,195千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失が同額増加しております。 (2) 企業結合に関する会計基準等の適用 第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用しております。

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日)
該当事項はありません。

当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日至平成22年9月30日)
(四半期連結貸借対照表関係) 1. 前第2四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました「未収還付法人税等」(前第2四半期連結会計期間20千円)は金額的重要性が減少したため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。 なお、当第2四半期連結会計期間の「未収還付法人税等」は、11千円であります。 2. 前第2四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました「長期未収入金」(前第2四半期連結会計期間30,508千円)は金額的重要性が減少したため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。 なお、当第2四半期連結会計期間の「長期未収入金」は、11,335千円であります。

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日)
(ディーリング事業及びプロップハウス事業における海外商品先物取引に係る未決済ポジションの時価算定方法の変更) 前連結会計年度の第4四半期連結会計期間より、後述の変更を行っております。 海外商品先物取引に係る未決済ポジションについては、従来、海外商品先物取引所の現地清算値段によって評価を行っていましたが、両事業の主要なディーリング取引手法である国内商品先物と海外商品先物の裁定取引のボリュームが増加してきたことに伴い、ディーリングの取引実態をより適切に財務諸表へ反映させるため、前連結会計年度の第4四半期連結会計期間より、国内の商品先物取引所の取引終了時間において算定した、海外商品先物取引所の清算値段決定手順(Settlement Price Rule)に準じた理論価格を用いる方法へ変更しております。 この変更に伴い、従来と同一の方法によった場合に比べ、営業収益が16,146千円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失が同額増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び前連結会計年度末(平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
営業費用の主なもの	営業費用の主なもの
商品取引所定率会費	商品取引所定率会費
164,086 千円	162,654 千円
役員報酬	役員報酬
67,454 千円	58,603 千円
給与手当	給与手当
288,662 千円	246,549 千円
賞与	賞与
15,668 千円	20,282 千円
インセンティブ給	インセンティブ給
135,451 千円	50,739 千円
インセンティブ給引当金繰入額	インセンティブ給引当金繰入額
70,887 千円	20,364 千円
法定福利費	法定福利費
40,182 千円	41,946 千円
退職給付費用	退職給付費用
11,752 千円	7,372 千円
株式報酬費用	株式報酬費用
5,010 千円	4,712 千円
地代家賃	地代家賃
76,429 千円	38,802 千円
減価償却費	減価償却費
14,107 千円	12,925 千円
	敷金償却費
	1,195 千円

第2 四半期連結会計期間

前第2 四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2 四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
営業費用の主なもの	営業費用の主なもの
商品取引所定率会費 79,642 千円	商品取引所定率会費 63,334 千円
役員報酬 31,719 千円	役員報酬 26,884 千円
給与手当 136,790 千円	給与手当 120,024 千円
賞与 8,334 千円	賞与 9,415 千円
インセンティブ給 50,124 千円	インセンティブ給 19,600 千円
インセンティブ給引当金繰入額 43,468 千円	インセンティブ給引当金繰入額 11,588 千円
法定福利費 19,694 千円	法定福利費 19,266 千円
退職給付費用 5,059 千円	退職給付費用 3,735 千円
株式報酬費用 2,759 千円	株式報酬費用 2,361 千円
地代家賃 38,207 千円	地代家賃 17,236 千円
減価償却費 7,264 千円	減価償却費 6,793 千円
	敷金償却費 597 千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2 四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当第2 四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在) 現金及び預金 1,623,027 千円 現金及び現金同等物 1,623,027 千円	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在) 現金及び預金 2,187,266 千円 現金及び現金同等物 2,187,266 千円
2 株式売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の売却により連結除外したアストマックスFX株式会社の連結除外時の資産及び負債の主な内訳並びに株式の売却価額と売却による収入の関係は次のとおりであります。 流動資産 186,394 千円 固定資産 466 千円 流動負債 1,212 千円 関係会社株式売却益 30,362 千円 関係会社株式売却価額 216,011 千円 関係会社現金及び現金同等物 143,812 千円 株式の売却による収入 72,198 千円	3 重要な非資金取引の内容 当第2 四半期連結累計期間に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。 リース資産 48,577千円 リース債務 51,281千円

(株主資本等関係)

当第2 四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び
当第2 四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第2 四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	127,996

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	9,264

3 新株予約権等の四半期連結会計期間末残高 ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数(株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	旧商法第1回ストック・オプション			
	旧商法第2回ストック・オプション			
	旧商法第3回ストック・オプション			
	会社法第4回ストック・オプション			7,998
	会社法第5回ストック・オプション			7,427
	会社法第6回ストック・オプション			6,814
	会社法第7回ストック・オプション			1,620
合計				23,861

会社法第6回及び会社法第7回のストック・オプションについては、権利行使期間の初日は到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	29,838	250	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

(単位:千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	1,720,000	1,245,150	1,349,832	200,394	4,114,588
当第2四半期連結会計期間末までの 変動額					
剰余金の配当 1			29,838		29,838
四半期純損失			187,433		187,433
自己株式の取得 2				11,268	11,268
当第2四半期連結会計期間末までの 変動額合計			217,271	11,268	228,540
当第2四半期連結会計期間末残高	1,720,000	1,245,150	1,132,560	211,663	3,886,048

1 剰余金の配当の詳細につきましては、「4 配当に関する事項 (1) 配当金支払額」に記載のとおりであります。

2 平成22年8月及び9月に市場から11,268千円を取得いたしました。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	投資顧問事業 (千円)	ディーリング 事業 (千円)	プロップ ハウス事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
営業収益						
(1) 外部顧客に対 する営業収益	59,483	420,289	298,572	778,345		778,345
(2) セグメント間の 内部営業収益又 は振替高						
計	59,483	420,289	298,572	778,345		778,345
営業利益又は 営業損失()	57,410	100,439	23,544	66,573	34,671	101,245

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の概要

- (1) 投資顧問事業.....顧客との投資顧問契約に基づき、顧客資産を運用し、報酬を得る事業
(2) ディーリング事業.....当社の自己資産を、主として国内外の商品先物・商品OTC市場等を利用し、デイトレード、裁定取引及びマーケットメイクを行う事業
(3) プロップハウス事業.....当社連結子会社の自己資産を、主として商品・金融・証券市場を利用し、先物・オプションを対象にデイトレードを中心とする取引を行う事業

3 営業投資事業の廃止について

「四半期連結財務諸表のための基本となる重要な事項等の変更 2 . 会計方針の変更 営業投資事業の廃止に伴う計上区分の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、シードマネー投資につきましては、投資金額や投資期間等に関する一定の制約を設け、管轄を本社管理部門に移管して営業投資ではない一般投資として扱い、営業外損益にて表示することといたしました。

当該変更に伴う、当第2四半期連結会計期間の営業収益、営業利益に与える影響はございません。

また、シードマネー投資以外の営業投資事業(連結子会社ASTMAX INVESTMENT LTD. による新規運用プログラムの開発・検証、既存運用プログラムのトラックレコード蓄積・維持等の目的で行われてきた自己投資活動を含む)については、本年4月1日以降行わないことといたしました。

上記に伴い、第1四半期連結会計期間より、事業の種類別セグメント情報における営業投資事業セグメントを廃止しております。

なお、この変更に伴う当第2四半期連結会計期間の営業利益に与える影響はございません。また、従来営業投資事業としておりました資産については、第1四半期連結会計期間より全社資産としており、当第2四半期連結会計期間末の金額は、427,675千円であります。

4 外国為替証拠金取引事業について

第1四半期連結会計期間において、当社の連結子会社アストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社の保有するアストマックスFX株式会社の全株式をSaxo Bank A/Sへ譲渡したため、アストマックスFX株式会社は連結子会社ではなくなりました。上記に伴い、アストマックスFX株式会社にて行われる事業のみで構成される外国為替証拠金取引事業については、当第2四半期連結会計期間より事業区分から除外しております。

また、同事業に係る資産は、前連結会計年度末と比較して224,064千円減少しております。

前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	投資顧問 事業 (千円)	ディー リング 事業 (千円)	プロップ ハウス 事業 (千円)	外国為替 証拠金 取引事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
営業収益							
(1) 外部顧客に対 する営業収益	88,498	826,341	560,110		1,474,950		1,474,950
(2) セグメント間の 内部営業収益 又は振替高							
計	88,498	826,341	560,110		1,474,950		1,474,950
営業利益又は 営業損失()	156,545	177,595	26,553	12,167	35,435	69,986	105,421

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の概要

- (1) 投資顧問事業.....顧客との投資顧問契約に基づき、顧客資産を運用し、報酬を得る事業
 (2) デイリング事業.....当社の自己資産を、主として国内外の商品先物・商品OTC市場等を利用し、デイトレード、裁定取引及びマーケットメイクを行う事業
 (3) プロップハウス事業.....当社連結子会社の自己資産を、主として商品・金融・証券市場を利用し、先物・オプションを対象にデイトレードを中心とする取引を行う事業
 (4) 外国為替証拠金取引事業...個人投資家向けに外国為替証拠金取引のオンライン・サービスを提供する事業

3 営業投資事業の廃止について

「四半期連結財務諸表のための基本となる重要な事項等の変更 2. 会計方針の変更 営業投資事業の廃止に伴う計上区分の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、シードマネー投資につきましては、投資金額や投資期間等に関する一定の制約を設け、管轄を本社管理部門に移管して営業投資ではない一般投資として扱い、営業外損益にて表示することといたしました。

当該変更に伴う、当第2四半期連結累計期間の営業収益、営業利益に与える影響はございません。

また、シードマネー投資以外の営業投資事業（連結子会社ASTMAX INVESTMENT LTD. による新規運用プログラムの開発・検証、既存運用プログラムのトラックレコード蓄積・維持等の目的で行われてきた自己投資活動を含む）については、本年4月1日以降行わないことといたしました。

上記に伴い、第1四半期連結会計期間より、事業の種類別セグメント情報における営業投資事業セグメントを廃止しております。

なお、この変更に伴う当第2四半期連結累計期間の営業利益に与える影響はございません。また、従来営業投資事業としておりました資産については、第1四半期連結会計期間より全社資産としており、当第2四半期連結会計期間末の金額は、427,675千円であります。

4 外国為替証拠金取引事業について

当該事業に区分されておりました連結子会社アストマックスFX株式会社は、前連結会計年度の3月28日をもって全業務を停止し、第1四半期連結会計期間の6月25日付にて、全株式をSaxo Bank A/Sへ譲渡いたしました。

上記に伴い、当第2四半期連結会計期間より、事業の種類別セグメント情報における外国為替証拠金取引事業セグメントを廃止しております。

また、本年4月1日以降、株式譲渡時までの期間において、当該事業における営業収益は発生しておりません。

なお、この株式譲渡により、外国為替証拠金取引事業については、株式譲渡時以降、連結の範囲から除外し、同事業に係る資産は、前連結会計年度末と比較して224,064千円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)及び

前第2四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの営業収益の合計に占める「日本」の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外営業収益】

前第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	シンガポール	その他の地域	計
海外営業収益(千円)	304,924	7,873	297,051
連結営業収益(千円)			778,345
連結営業収益に占める海外営業収益の割合(%)	39.2	1.0	38.2

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 その他の地域の区分に属する主な国又は地域.....英領ケイマン諸島、英国
 3 海外営業収益は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における営業収益であります。

前第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	シンガポール	その他の地域	計
海外営業収益(千円)	641,438	23,254	618,184
連結営業収益(千円)			1,474,950
連結営業収益に占める 海外営業収益の割合(%)	43.5	1.6	41.9

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 その他の地域の区分に属する主な国又は地域.....英領ケイマン諸島、米国、英国
3 海外営業収益は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における営業収益であります。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社企業グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社企業グループは、投資顧問事業、ディーリング事業及びプロップハウス事業を営んでおります。

投資顧問事業では、商品ファンドや投資信託、機関投資家等と投資顧問契約を締結し、国内外の商品市場及び証券市場で顧客資産の運用を行い、その対価として報酬を得る事業を行っております。

ディーリング事業では、当社の自己資産を、主として国内外の商品先物・商品OTC市場等を利用し、デイトレード、裁定取引及びマーケットメイクを行う事業を行っております。

プロップハウス事業では、第1四半期連結会計期間では連結子会社の自己資産を、当第2四半期連結会計期間は当社の自己資産を、主として国内外の商品先物市場を対象にデイトレード中心とする取引を行う事業を行っております。

前述に基づき、投資顧問事業、ディーリング事業及びプロップハウス事業の3つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注2)	四半期連結損益 計算書計上額
	投資 顧問事業	ディー リング事業	プロップ ハウス事業	計		
営業収益						
外部顧客への営業収益	96,608	372,889	310,833	780,331		780,331
セグメント間の内部 営業収益又は振替高		599		599	599	
計	96,608	373,489	310,833	780,931	599	780,331
セグメント利益又は損失()	64,699	26,588	33,188	71,299	9,584	80,883

- (注) 1 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の経常損失と調整を行っております。
2 セグメント利益又は損失()の調整額 9,584千円には、連結会社間の内部取引消去8,799千円及び全社費用18,383千円が含まれております。全社費用は、各報告セグメントに帰属しない連結子会社の営業費用及び借入金利息であり、各報告セグメントに配分していない金額であります。

当第2四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結損益 計算書計上額
	投資 顧問事業	ディーリ ング事業	プロップ ハウス事業	計		
営業収益						
外部顧客への営業収益	45,914	87,671	132,059	265,645		265,645
セグメント間の内部 営業収益又は振替高						
計	45,914	87,671	132,059	265,645		265,645
セグメント損失()	32,314	35,094	25,053	92,462		92,462

(注) セグメント損失()は、四半期連結損益計算書の経常損失と一致しております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)及び

当第2四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

デリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

	四半期連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
デリバティブ取引(注1)			
ヘッジ会計が適用されてい ないもの	(88,868)	(88,868)	
ヘッジ会計が適用されてい るもの			
デリバティブ取引計	(88,868)	(88,868)	

(注) 1 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

2 デリバティブ取引に関する注記事項については、「注記事項(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

対象物の種類が商品及び通貨関連のデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 商品関連

区分	種類	契約額等 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	先物取引			
	貴金属			
	売建	5,377,019	5,503,464	126,444
	買建	5,835,562	5,864,670	29,107
	石油			
	売建	1,856,065	1,875,313	19,247
	買建	2,380,443	2,399,563	19,119
	ゴム			
	売建	76,232	76,293	60
	買建	86,338	86,385	46
	農産物			
	売建	50,531	50,413	117
	買建	53,524	53,711	186
	商品指数			
売建	1,119,993	1,059,976	60,016	
合計			37,158	

(注) 1 時価の算定方法

国内市場の先物取引：各取引所の清算値段によっております。

海外市場の先物取引：海外商品先物取引所の清算値段決定手順(Settlement Price Rule)に準じた理論価格によっております。

- 2 評価損益のうち49,177千円は、国内市場の清算機関(株式会社日本商品清算機構)との間で、日々値洗い清算が行われることから、「注記事項(金融商品関係)」における四半期連結貸借対照表計上額及び時価には含めておりません。

(2) 通貨関連

区分	種類	契約額等 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	為替先物取引			
	売建	3,641,312	3,674,643	33,330
	買建	2,883,670	2,914,283	30,613
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	米ドル			
	売建	64,968	64,784	184
合計				2,532

(注) 時価の算定方法

海外市場の先物取引：海外商品先物取引所の清算値段決定手順(Settlement Price Rule)に準じた理論価格によっております。

為替予約取引：取引先金融機関から提示された価格によっております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

- 1 当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業費用(株式報酬費用) 2,361千円
- 2 当第2四半期連結会計期間中に権利不行使による失効により利益として計上した額
新株予約権戻入益 452千円

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

共通支配下の取引等

- 1 結合当事企業又は対象となった企業の名称及びその事業内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業

(結合企業) 名称 アストマックス株式会社
事業内容 投資顧問事業及びディーリング事業

(被結合企業) 名称 アストマックス・キャピタル株式会社
事業内容 連結子会社の事業活動の支援、管理及び事務代行等に関する業務
名称 アストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社
事業内容 プロップハウス事業

(2) 企業結合日

平成22年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

次の二段階で合併を行っております。

当社を存続会社とする吸収合併方式でアストマックス・キャピタル株式会社と合併、アストマックス・キャピタル株式会社は消滅しております。

当社を存続会社とする吸収合併方式でアストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社と合併、アストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社は消滅しております。

なお、被合併会社2社は、いずれも当社の100%出資子会社であるため、当社は合併に際して新株式の発行、金銭等の交付は行わず、資本金及び資本準備金の増加もありません。

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) 取引の目的を含む取引の概要

本件合併は、経営資源を集約し、更なる経営の効率化と収益の向上を図ることを目的とするものであります。

なお、本件合併により、各社における法人管理業務、各社間の出向等に係る人事労務管理、一般経費の各社負担に応じた各社間経費精算の財務・経理対応等の管理業務を一元化し、更なる業務の効率化並びに経営のスピードアップを図り、大幅な経費削減を見込んでおります。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(資産除去債務関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

資産除去債務は、当社企業グループの事業の運営において重要なものとなっていないため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
32,724.63円	34,443.38円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	3,909,322	4,130,829
普通株式に係る純資産額(千円)	3,885,460	4,110,920
差額の主な内訳(千円) 新株予約権	23,861	19,909
普通株式の発行済株式数(株)	127,996	127,996
普通株式の自己株式数(株)	9,264	8,643
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	118,732	119,353

2 1株当たり四半期純利益金額等

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 943.87円	1株当たり四半期純損失金額 1,571.98円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 943.14円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四 半期純損失であるため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半 期純損失() (千円)	114,024	187,433
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 () (千円)	114,024	187,433
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	120,805	119,234
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	94	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった 潜在株式について前連結会計年度末から重要な変 動がある場合の概要		新株予約権1種類(新株 予約権の数1000個)。 なお、新株予約権の概要 は、「第4提出会社の状 況、1株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま す。

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	765.29円	1株当たり四半期純損失金額	1,271.75円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	764.56円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四 半期純損失であるため記載していません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四半 期純損失()(千円)	92,058	151,487
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 ()(千円)	92,058	151,487
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	120,292	119,117
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	116	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった 潜在株式について前連結会計年度末から重要な変 動がある場合の概要		新株予約権1種類(新株 予約権の数1000個)。 なお、新株予約権の概要 は、「第4 提出会社の状 況、1株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま す。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のもの
については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っておりますが、当四半期連結会計期
間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載して
おりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

アストマックス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小澤 裕 治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアストマックス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アストマックス株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月10日

アストマックス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアストマックス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アストマックス株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。